

## 随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	胆沢ダム堤体盛立（第3期）工事
工 事 概 要	基礎処理工 1式 取水放流設備工 1式 堤体付属設備工 1式 仮設備等撤去工 1式 仮設備撤去 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官東北地方整備局長 徳山 日出男 宮城県仙台市青葉区二日町9-15
契 約 年 月 日	平成24年 3月 9日
契 約 業 者 名	胆沢ダム堤体盛立工事 鹿島・清水・大本特定建設工事 共同企業体 代表者 鹿島建設（株） 東北支店
契 約 業 者 の 住 所	宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
契 約 金 額	4,200,000,000円（税込み）
予 定 価 格	4,244,173,500円（税込み）
随意契約によることとした理由	別添のとおり
工 事 場 所	岩手県奥州市胆沢区若柳地内
工 事 種 別	一般土木工事
工 期 （ 自 ）	平成24年 3月10日
工 期 （ 至 ）	平成26年 3月14日
備 考	入札情報サービス（PPI） （ <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> ）にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 胆沢ダム堤体盛立（第3期）工事
2. 契約の相手方 胆沢ダム堤体盛立工事  
鹿島・清水・大本特定建設工事共同企業体  
代表者 鹿島建設株式会社 東北支店
3. 理 由

胆沢ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道水の供給、発電を目的とした多目的ダムで、堤高 132.0 m、堤頂長 723.0 mの中央コア形ロックフィルダムである。

全体の工事概要は、岩盤面処理工約 3,300 m<sup>2</sup>、堤体盛立 13,500 千m<sup>3</sup>、基礎処理工（ブランクセットグラウチング22,900 m、カーテングラウチング54,900 m）、閉塞工（上下段仮排水トンネル）、取水・放流設備工、堤体付属設備工、法面保護工、仮設備の設置撤去を含む工事である。

胆沢ダム堤体盛立（第1期）工事の公告においては、当該工事の受注者と「当該工事に直接関連する他の工事について随意契約を行う旨」を明示しているが、標記工事は、「胆沢ダム堤体盛立（第2期）工事」に引き続き、後工事として、基礎処理工、閉塞工、取水・放流設備工、堤体付属設備工等について、前工事により決定された施工方法や、得られた品質・施工管理データに基づき施工するものである。

具体的には、基礎処理工及び閉塞工は前工事で決定した施工方法により、引き続き仮設備を使用し施工するものである他、基礎処理工並びに下段仮排水トンネル閉塞工施工にあたっては、遮水性の確保が極めて重要であることから、前工事で施工した基礎処理工、上段仮排水トンネル閉塞工により得られた基礎岩盤の特性を熟知した上で工法を決定し、一貫した判断により施工を行うことが経済的で安全なダムを構築する上で不可欠である。

なお、標記特定建設共同企業体は、第1期及び第2期工事を通じて、品質の確保を初めとして工事全体にわたり適切・確実な施工を履行しているところである。

以上のことから、後工事である標記工事を一貫した判断により適切に実施し、十分な遮水性を有する経済的で安全なダムを建設できるのは標記特定建設共同企業体に限られる。

上記の理由により会計法第29条の3第4項及び政府調達に関する協定第15条1(b)の規定により、随意契約するものである。